

第1号議案

令和5年度 事業報告並びに収支決算報告承認の件

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

概 要

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行し、観光需要が本格的な回復基調となる中、公益社団法人やまなし観光推進機構は地域連携DMOとして、会員である市町村、観光協会、観光関係の事業者等との連携を深めるとともに、観光産業の復活に向けた様々な取り組みを積極的に行ってまいりました。

情報発信については、毎月15日にWebマガジン「富士の国やまなし」を発行し、季節や旬を意識した訴求力の高い情報の発信に努めており、特に令和5年度はNHK大河ドラマ「どうする家康」や第50回信玄公祭りと連携した記事などを掲載したところです。

また、本県の課題である冬季の誘客を強化するため、「やまなし冬絶景フォトコンテスト」により県内の冬ならではの魅力的な絶景写真をSNS及びWeb広告により公募し、令和6年度以降のプロモーションに活用してまいります。

誘客につきましては、節目となった第50回信玄公祭りで信玄公役・勘助役に女性を起用するとともに、平和通りに有料観覧席を設置するなど様々な新たな取り組みにより、過去最大の23万5千人を集め成功裏に終えることができました。

高付加価値旅行商品の販売については、鉄道会社や大手旅行代理店等と連携し少人数で高価格帯のツアーや、新たな観光資源を活用したツアーの造成を行いました。

県産品の販路拡大については、鉄道会社や高速道路会社と連携し駅ビルやサービスエリアなどにおいて新たな出店場所を確保するとともに、会員相互のマッチングによる売り上げの増加と認知度向上に努めてまいりました。

このような取り組みに加え、会員の皆様への専門家派遣や観光人材育成のためのセミナーを開催するなど、観光の質の向上と観光産業の経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

令和5年度事業報告

I 観光・物産のPR

1 観光・物産の情報発信

(1) Web等による情報発信

①ホームページ「富士の国やまなし観光ネット」

- ・総アクセス数 1,061万ページビュー
(前年度 1,105万ページビュー 前年対比 96%)

【Webマガジン 主な特集ページタイトル】

- 4月15日(5月号) GWに訪れたい!山梨おすすめスポット
- 5月15日(6月号) キャンプ特集
- 6月15日(7月号) 雨でも遊べる山梨の観光スポット
- 7月15日(8月号) 親子で楽しもう!おすすめ夏のアクティビティ
- 8月15日(9月号) ぶどう狩り特集
- 9月15日(10月号) 標高1000m超え!富士山が見える絶景温泉
- 10月15日(11月号) 紅葉特集
- 11月15日(12月号) 駅近でラクラク!山梨のワインが飲めるスポット
- 12月15日(1月号) おすすめ冬のアクティビティ
- 1月15日(2月号) いちご特集
- 2月15日(3月号) 山梨の新酒を楽しむ蔵開き
- 3月15日(4月号) 山梨なら桃も桜も楽しめる!お花見スポット



【3/15(4月号) トップ画像】

②やまなしフルーツキャンペーン2023

- ・さくらんぼキャンペーン 5月29日～6月25日
- ・ももキャンペーン 6月26日～8月6日
- ・ぶどうキャンペーン 8月7日～9月18日
- ・いちごキャンペーン 1月29日～2月25日

県産フルーツプレゼント応募者数 32,178人

(前年度9,123人、前年対比352.7%)



③やまなし冬絶景フォトコンテスト

県内の冬ならではの魅力的な絶景写真をSNS及びWEB広告により一般公募。

開催期間 12月27日～2月29日

応募総数 1,008点



④SNSによる情報発信（3月末日現在のフォロワー数）

- ・フェイスブック：富士の国やまなし観光ページ
フォロワー数 2,940人（前年度末から+42人）
- ・エックス（旧ツイッター）：武田菱丸
フォロワー数 13,471人（前年度末から+1,332人）
- ・インスタグラム：@yamanashikankou
フォロワー数 17,641人（前年度末から+1,133人）

⑤「富士の国やまなしメールマガジン」

- ・隔週水曜日にメールマガジンを発行 会員数 12,633名

(2) Webと連動した印刷物による情報発信等

①観光&イベントガイド「ワイン県やまなし」の発行

- ・秋冬号は、表紙に「第50回信玄公祭り」の信玄公役である富永愛さんと武田菱丸とのツーショットを実現。
- ・春号は、桃や桜をはじめとした、県内各地の花スポットやイベント情報、県内J R 駅に併設されているワインサーバーを紹介。また初の試みとして、ユーザーの意見・要望をヒアリングするためのWebアンケートを実施。



【秋・冬号】



【春号】

②歴史雑誌「歴史街道」の抜き刷り版の発行

- ・PHP社発行の「歴史街道」に、観光ネットに掲載した記事をリバイスし掲載。
抜き刷り版を発行。



③第50回信玄公祭り

1) 県広報誌「ふれあい」への取材協力

表紙に富永愛さんが登場、4ページにわたり信玄公祭りをPR



2) 甲府駅ビル「セレオ甲府」に「ほぼ等身大パネル」設置



3) 海外（外国人）に向けたPR

- ・河口湖駅前において鎧武者と写真撮影しSNSで拡散、英語チラシの配布
- ・特急車両（あずさ・かいじ・富士回遊）のシートポケットへのチラシ配置
- ・新宿駅東口「駅たびコンシェルジュ」におけるPR



【鎧武者との写真撮影】 【特急車両のシートポケット】 【駅たびコンシェルジュ新宿】

④山梨百名山手帳

- ・県観光資源課が発行する山梨百名山手帳（安全登山の指針）を配付
- ・「山梨百名山登頂証明書」の発行 63件

⑤四季の山梨観光ポスター

- ・季節ごとに四季の魅力を引き出す観光資源を基に制作（各季節2種 計8種類）

(3) マスメディア等による情報発信

- ① FMラジオによる観光情報提供事業
 - ・ 機構会員がFM F U J I の番組「ACTUS」の中のコーナーに出演し旬の観光情報等を発信（平日9：10頃～） 185回（3月末現在）
- ② ヴァンフォーレ甲府、山梨クイーンビーズ広告事業
 - ・ V F 甲府のアウェイ練習着及び山梨クイーンビーズ練習着へ「ワイン県やまなし」のロゴマークを入れてPR
- ③ 各種観光広告掲出事業
 - ・ 旅行会社パンフレットへの広告掲載
- ④ フィルム・コミッション事業
 - ・ 映画、テレビドラマ、CM等の制作支援
 - ロケ実施件数 221件（3月末現在）
 - 主な作品：ドラマ「さすらい署長風間昭平SP」「さよならマエストロ」
 - 映画「カラオケ行こ」、アニメ「ゆるキャン△シーズン3」など
- ⑤ パブリシティ
 - ・ じゃらんリサーチセンター「とーりまかし 別冊 研究年鑑」（2024）
 - テーマ5【アニメ的な聖地巡礼をゼロから作る方法】
 - 富士の国やまなしフィルム・コミッションの事例紹介



(4) 観光案内所の運営

- ① 観光物産総合案内所の運営
 - ・ やまなし観光推進機構窓口での観光情報の提供、案内
 - ・ 甲府駅南口総合観光案内所への協力
 - ・ ワイン県やまなしフルーツ公園情報館
 - ・ 日本ワイン歴史展（仲田理事長が総合監修）の継続実施（令和7年3月まで）
- ② 中京圏での観光情報発信
 - ・ 名古屋地下街フルーツ&観光CP（さくらんぼ販売） 6月9日～10日

2 観光・物産のプロモーション

(1) 各種団体との連携キャンペーン

① J R 東日本と連携したキャンペーン

- ・ J R 八王子駅山梨フェア 7月 5日～ 8日
- ・ J R 上野駅産直市 8月 24日～ 26日
- ・ J R 八王子駅桃の花産直市 2月 29日～ 3月 2日

② 中日本高速道路と連携したキャンペーン

1) S A、P A を活用した情報発信

- ・ 新東名高速道路岡崎 S A における観光キャンペーン・特産品の販売
7月 29日～ 30日
- ・ 談合坂 S A (下り) 県及び市町村等の観光パンフレットを配架
デジタルコンテンツによる情報発信
- ・ 双葉 S A (下り) 展示コーナーによる情報発信
お客様感謝イベントへの協力 (9月 16日)

・ 双葉 S A (上り) 屋外特設テント内に観光パンフレットを配架

2) 利用分散への取り組み

- ・ 小仏トンネル渋滞対策としてのドライブプラン「速旅」への協力
- ・ 観光需要の時空間分散に向けた実証実験「スイスイ旅」への協力



【岡崎 S A (上下集約型) における観光 C P ・特産品販売】



【スイスイ旅チラシ】

③ 日本観光振興協会と連携したキャンペーン

- ・ J R 大宮駅：夏の旅観光展 (7月 27日～ 29日)
- ・ J R 仙台駅：ふるさと観光展 (10月 17日～ 19日)

④ 第一生命保険との共催による「ワイン県やまなし川柳 2023」

- ・ 同社が行う「サラリーマン川柳」のご当地版「ワイン県やまなし川柳 023」を共催し、ワインや信玄公、富士山など山梨に関する川柳を募集し、本県を P R
- ・ 全国から 1, 893 の投句があり、その中から 10 句を入賞作品として選出



【ワイン県やまなし川柳募集チラシ】

(2) アンテナショップ「Cave de ワイン県やまなし」の運営

- ・コロナ収束後、感染対策を実施しながらのレストラン営業
- ・東京都庁での出張販売

ワイン県副知事田崎真也氏来店により、ワイン販売好調



【ワイン県副知事田崎さんによるワイン販売：東京都庁】

(3) 商談会の開催

売れ筋商品発掘市商談会の開催（2月21日）

バイヤー9件、セラー30件

(4) 県産品通販サイトの管理

令和5年度実績

Y a h o o	販売点数	4, 938点	売上	7, 833千円
楽天	販売点数	10, 604点	売上	16, 635千円
計		15, 542点		24, 469千円
	(前年度実績)	7, 019点		13, 435千円)

(5) 外部出店の強化

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ①名古屋地下街フルーツ&観光CP（さくらんぼ） | 6月 9日～10日 |
| ②JR八王子駅山梨物産展（八王子市） | 7月 5日～ 8日 |
| ③岡崎SAキャンペーン | 7月29日～30日 |
| ④アリオ橋本店やまなしフェア | 8月23日～28日 |
| ⑤JR上野駅産直市 | 8月23日～25日 |
| ⑥グランデュオ立川におけるぶどう販売 | 9月13日～19日 |
| ⑦県民の日記念事業 | 11月19日 |
| ⑧新宿駅南口NEW DAYS | 2月22日 |
| ⑨JR八王子駅桃の花産直市（八王子市） | 2月29日～3月 2日 |
| ⑩南大沢アウトレットパークキャンペーン | 3月15日～16日 |



【駅ビル内におけるぶどう販売：グランデュオ立川】

Ⅱ 観光地域づくりへの支援

1 市町村観光協会等との連携

(1) 機構職員の研修派遣と連携事業

・実施済み地区での連携継続、新規地区については県と連携して推進

○派遣先等：早川町観光協会 武川清志朗（7月11日～14日）

連携事業：ホームページの改修

※実施状況（令和4年度）

①南アルプス市観光協会

②忍野村観光協会

③韭崎市観光協会

④甲州市観光協会

※実施状況（令和3年度）

①富士河口湖町観光連盟

②北杜市観光協会

③甲府市観光協会・昇仙峡観光協会

④石和温泉観光協会

⑤身延町観光連盟

(2) 共同事業

①甲府市：やまなし県央連携中枢都市圏ビジョン懇談会

②甲府市：昇仙峡地域活性化推進協議会

③甲府市：小江戸甲府の夏祭り実行委員会

④市川三郷町：神明の花火関係

(3) 関係団体事務局

・信玄公祭り実行委員会

第50回（令和5年度）を10月27日～29日にて開催

・峡東地域ワインリゾート推進協議会

総会開催（5月8日）

・山梨県観光施設協会

総会開催（5月29日）

・山梨県観光果実園振興協議会

総会開催（5月18日）

2 旅行会社へのプロモーション

(1) 観光商談会の開催

・第1回 9月 6日 名古屋

商談会参加者：旅行会社 20社、県内事業者 31者

※「やまなし女将の会」が県内事業者として初参加

・第2回 2月 6日 東京 雪のため延期

3月13日 東京

商談会参加者：旅行会社 38社、県内事業者 53者



名古屋



東京

(2) 旅行会社訪問営業

- ・県内外の旅行会社へ訪問

3 着地型観光商品の発掘・造成、流通・販売促進

(1) 観光資源の発掘・造成

- ・高付加価値化への取組み

4月 冬の山小屋ステイツアー (@79,200) 1名
5月 JR大人の休日倶楽部 (@118,000) 7名



- ・サステナブル、SDGs 関連への取組み

観光庁「持続可能な観光推進モデル事業」講習受講 4名

- ・スポーツ事業への取組み

スポーツ振興課と情報交換実施

- ・県及び市町村等との連携による観光商品の開発

7月 笛吹市・親子で芦川の夏休み体験交流ツアー 17名

9月 都留市・ふるさと時代祭り満喫2日間 3名

(宵祭り八朔祭屋台の曳き手体験と大名行列観覧)

10月～3月 県産業労働部・ものづくり魅力発見事業 8校

10月 身延町・親子で楽しむ農業体験「寺子屋ファーム」体験ツアー 3名

2月 身延町・移住者交流会 4名

(2) 着地型観光商品の流通・販売促進

- ・「ふるさと納税返礼品」 12名
- ・JR東日本びゅうツーリズムセールスとユニット契約の継続
- ・富裕層をターゲットとしたJTBロイヤルロードとの連携
- ・JTBタビナカネット山梨との相互リンク

4 MICE、インバウンド、教育旅行への取組み

(1) MICE開催支援（観光パンフレット類の提供、物産販売、等）

- ・5月26日 第32回日本定位放射線治療学会（ベルクラシック甲府）
- ・6月2日～3日 日本樹木医会山梨大会（ベルクラシック甲府）
- ・6月24日～25日 関東甲信越診療放射線技師学術大会（山梨大学）
- ・7月7日 関東甲信越静ブロック保健所長会総会
（ベルクラシック甲府）
- ・8月9日～11日 第34回配位化合物の光化学討論会（山梨大学、等）
- ・9月30日～10月1日 第41回関東レディースソフトボール大会
（小瀬スポーツ公園）
- ・9月30日 第3回日本の酒シンポジウム（山梨大学、談露館）
- ・10月17日～18日 第45回全国救護施設研究協議大会（アピオ甲府）
- ・10月16日 日中韓3か国地方政府交流協議（ロイヤルホテル八ヶ岳）
- ・11月11日～12日 第24回関東小学生オープンバドミントン大会
（緑が丘体育館）

(2) インバウンド事業への取組み

JNTO（日本政府観光局）と連携した海外向けPR推進

- ・台湾訪日教育旅行促進事業
日台教育旅行関係者意見交換会（10月17日）
- ・トラベルマートへの出展、集約・申請（10月26日～28日 大阪）

(3) 教育旅行への取組み

- ・コロナ収束における方面変更等、旅行エージェント等からの問合せ対応
- ・県内受入施設を対象に教育旅行の実態調査の実施（※1）
- ・「やまなし教育旅行誘致促進事業」のデータを分析・整理（※2）
- ・上記※1及び※2を関係施設へフィードバック
- ・受入れ施設、直接訪問によるヒアリング
- ・商談会等を活用した誘致活動
- ・川崎市教育委員会視察協力

Ⅲ 観光関連産業への支援

1 観光産業の生産性向上

観光産業の生産性向上に向けた観光事業者等への支援・指導

(1) 外部の専門家等による生産性向上講座の開催

会員の関心の高いテーマを中心に、地域性等を考慮した内容について開催

○7月25日

「新しいやまなしの旅行のカタチ ～サステナブルな観光地域づくりに向けて～」(オンライン 参加者14名)

講師：和歌山大学観光学部教授 加藤 久美 氏

持続可能な観光地域づくりの意義や目的、解決方法を学ぶ

○11月7日

「2030年を展望した観光地域づくり ～世界の観光をリードする「富士五湖」をめざして～」(参加者 126名)

講師：公益財団法人日本交通公社 山田 雄一 氏

(世界の観光地を見据えた地域づくりを学ぶ)

(一般社団法人富士五湖観光連盟共催セミナー)

山梨県 観光計画推進部
山梨県観光連盟 事務局 及び 観光推進機構
山梨県観光連盟事務局 事務局 及び 観光推進機構

新しいやまなしの旅行のカタチ

～サステナブルな観光地域づくりに向けて～

「持続可能な開発目標SDGs」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が01年に採択され7年目。今年には目標である2030年までのちょうど折り返し地点といえます。
この機会に世界のトレンドや日本の取組み、山梨の魅力を確認することで、力強くサステナブルな観光地域づくりを推しましょう！

演題：新しいやまなしの旅行のカタチ
～サステナブルな観光地域づくりに向けて～
講師：加藤久美 氏
(和歌山大学観光学部・大学院観光学研究科教授)
日時：2022年7月25日(火)14時～16時
定員：50名
方法：ZOOMによるオンラインセミナー
申込：裏面のQRコードから参加申込フォームに入力
参加費：無料

＜講師略歴＞
和歌山大学観光学部・大学院観光学研究科准教授、和歌山大学しあわせ研究所教授、クイーンズランド大学客員教授、I&A国際社会学部学術的観光共同代表者、Orchard Research Institute研究員、環境省中央審議会自然環境部自然公園等小委員会委員、観光庁持続可能な観光モデル事業、宮都市観光マネジメント委員会等委員を務める。
オーストラリアクイーンズランド大学、オーストラリアクイーンズランド大学教員を2009年より履修。専門は持続可能な観光、観光地域づくり。持続可能性を地域の基盤やエンゲージメントの基盤等ととらえ、政策、人材育成を中心に国内外で活動している。 [1/2]

FAX 送付先 富士五湖観光連盟 (0555) 27-7142

富士五湖観光セミナー

2030年を展望した観光地域づくり

～世界の観光をリードする「富士五湖」をめざして～

ヨーロッパ観光が回復を遂げ、再び富士五湖観光は内外から多くの観光客で賑わいを迎えています。一方でこの時期にはコロナ禍の影響を受けていかに考え直すことが大切とされています。
「富士山に囲まれた観光地」に「世界標準のブランド地」を2030年まで目指すべく、そして「オアシス・高品質観光・自然観光・高質」な観光コースは数多くあります。
今年初の富士五湖観光セミナーでは、富士五湖観光地から先進的観光地を学び、学びをいかすためのヒントをいただくとともに、実際に足をのぞいていただきお話しさせていただきますので多くの皆様のご参加をお待ちしております。

●日時 2022年11月7日(火) 午後2時開会
(1時30分開場、4時開演予定)

●会場 ハイランドリゾートホテルズ&スパ
グランバレンタ「富士」(2F)

●講師 山田雄一 氏
(公益財団法人日本交通公社 理事・観光研究部長)

●受講 無料
●定員 50名(先着順、オンライン参加も随時受付)
●主催 (一社) 富士五湖観光連盟・富士五湖観光協議会・(公社) やまなし観光推進機構

富士五湖観光セミナー 参加申込書 2022年 月 日

お名前	〒	市	区	町	番	号
①						
電話番号	〒	市	区	町	番	号
②						

【Webでのお申し込みはこちらから】 【オンライン参加の申し込みはこちらから】

<https://forms.gle/gPFFqM3RTx32656> <https://forms.gle/gPFFqM3RTx32656>

○1月29日

「売れる！楽しい！手書きPOPセミナー ～チラシ・SNS身近な販促にも活かせる！～」(参加者 39名)

講師：すごはん 増澤 美沙緒 氏

(販促ツールとして身近なPOP等を効果的に作成するポイントを、実践的に学ぶ)

- インボイス対応の指導・支援
- 商品・事業紹介パンフレット作成の指導・支援
- ツアーパンフレット作成の指導・支援
- ウェルネスツーリズム認知拡大のための指導・支援
- ホームページ・SNS活用方法の指導・支援

2 持続可能な観光の推進

(1) 持続可能な観光の推進への支援

観光庁「持続可能な観光推進事業」の認定を受けた職員を中心に、持続可能な観光産業の推進に向けた支援

- 地域の観光関係者へ地域課題の抽出と解決にむけた支援
- 課題を解決するための組織づくりと人材育成をサポート

(2) 地域DMO、観光協会との連携

- 地域資源の商品化や観光戦略策定のための人材育成にむけた支援
- 新たな生活様式への対応やコロナ禍からの復興を見据えた情報提供

3 大学等と連携した人材育成

(1) ホスピタリティの向上

おもてなしセミナーの開催

- 2月9日

「文系でも分かるビッグデータ・AI ～技術と未来のホスピタリティとは～」
(オンライン 参加者63名)

講師：大島 崇央 氏

(ビッグデータ時代に考える「お客様にすべきホスピタリティ」について)

令和5年度ホスピタリティ向上事業

文系でも分かるビッグデータ・AI

～技術と未来のホスピタリティとは～

今注目されているビッグデータ戦略やAI戦略、ウェルトゲイズニューナムコでのホスピタリティの経験、現場でのビッグデータやAIの企画開発の経験をもとに「文系」でも分かるビッグデータ時代に考える、「お客様にすべきホスピタリティ」についてお話しさせていただきます。

2024年
2/9(Fri.)
14:00～15:30
受付13:30～

大島 崇央 氏
元ウェルトゲイズニューナムコ
シニアプロデューサー

場所 山梨県立図書館 イベントスペース
定員 80名 (オンライン参加可能)
参加料 無料

主催・お問合せ (公社) やまなし観光推進機構 担当：中村(買) TEL:055-231-2722 (平日8:30～17:15)

(2) 山梨県立大学と連携した講座の開催

○10月4日から11月22日（全8回）

「観光実践マネジメントオンライン講座」（参加者 18名）

講師：瀬戸川 礼子 氏

（高付加価値化の考え方と具体的な実践マネジメント方法を学ぶ）

○11月29日・12月6日（全2回）

「おもてなしマイスター養成オンライン講座」（参加者 20名）

講師：高野 登 氏

（おもてなしマイスターになって新しい山梨の魅力を提供するための考え方等を学ぶ）

**やまなし観光推進機構会員様限定
観光実践マネジメント
オンライン講座**

高付加価値化の考え方と具体的な実践マネジメント方法を学ぶ！

山梨県立大学及びやまなし観光推進機構では、学生、社会人の両面を捉え、地域観光人材の育成を図る教育プログラム「YAMAZHIMA観光推進機構会員様限定プログラム」として、観光マスタースタッフを育成する事業に大々取り組む方針を決定し、観光実践マネジメント講座を開催いたします。講師に経営コンサルタント・専門事業員として活躍されている高野登氏を講師といたします。

やまなし観光推進機構会員の皆様におかれましては、参加料14,800円のところ無料にて参加できます。

講師
瀬戸川 礼子 氏（経営ジャーナリスト・中小企業診断士）

<講師略歴>
2009年PMA（プロフェッショナルマネージャー）認定。2019年12月より、製造業のM&A（Mergers and Acquisitions）に関する講演者として、それ以上の経験をお供し、大企業から中小企業まで、幅広い企業に講演活動を行っている。2019年12月、「民間人のためのM&A（合併・買収）」というテーマで、山梨県立大学にて講演を行った。また、山梨県立大学、山梨県立大学で、中小企業診断士、山梨県立大学で、経営学修士号（経営学修士号）、YouTubeチャンネル「おとせの経営学」を運営中。

お申し込み
受講料（全8回）：無料（やまなし観光推進機構会員様限定）※プログラム終了後の研修日には含まれません。
申込期間：令和元年10月15日（金）
募集定員：50名（オンライン参加のみ）
申込方法：右記の専用QRコードよりアクセスいただき、お申し込み入力して参加登録を行ってください。
注意事項：山梨県立大学での一般開講も行ってありますが、大学への申込みは有料となります。

日程

第1回	10/4	(水)	高付加価値化を目指す観光マネジメント戦略 講師高野 登氏（CEO）と社員兼CEO
第2回	10/11	(水)	事例①：ゲスト講師：岡山県「赤子川観光」女性・中島川町子さん
第3回	10/18	(水)	事例②：ゲスト講師：山梨県「高津宮」女性・吉田香子さん
第4回	10/25	(水)	中野登氏による「人財の活用と観光」
第5回	11/1	(水)	観光業の発展に学ぶ山梨県観光マネジメント
第6回	11/8	(水)	事例③：ゲスト講師：クレーム対応のプロである高野登氏さん
第7回	11/15	(水)	事例④：ゲスト講師：長野県「F&O」白川先生さん・女性・白川利恵さん
第8回	11/22	(水)	まとめ（最後の授業）。マネジメントと観光の未来！ 講師：高野登氏さん。11/21日16:30~18:00（90分）

お問い合わせ先：（公社）やまなし観光推進機構 担当：清水（愛）・丸山
☎ 055-231-5336 E-mail: a-staff@yamaken.or.jp

**やまなし観光推進機構会員様限定
おもてなしマイスター養成
オンライン講座**

おもてなしマイスターになって新しい山梨の魅力を体験しよう！！

山梨県立大学及びやまなし観光推進機構では、学生、社会人の両面を捉え、地域観光人材の育成を図る教育プログラム「YAMAZHIMA観光推進機構会員様限定プログラム」として、おもてなしマイスター養成講座を開催いたします。講師に、ホテル・観光業界で活躍されている高野登氏を講師といたします。

やまなし観光推進機構会員の皆様におかれましては、参加料14,800円のところ無料にて参加できます。

講師
高野 登 氏（人とホスピタリティ研究所代表、リッツカールトン日本支社長）

<講師略歴>
2009年にリッツカールトンを講師し「人とホスピタリティ」研究院を設立。以来、「ホスピタリティの発展」をテーマに、研修、セミナー、講演、研修などで多岐にわたる活動を行っている。2014年から長野県おもてなし推進員（専任）として活動するとともに、研修、セミナー、講演、研修などで「おもてなし」をテーマに活動している。2019年より山梨県おもてなし推進員（専任）として活動している。

お申し込み
受講料（全2回）：無料（やまなし観光推進機構会員様限定）※プログラム終了後の研修日には含まれません。
申込期間：令和元年11月15日（金）
募集定員：60名（オンライン参加のみ）
申込方法：右記の専用QRコードよりアクセスいただき、お申し込み入力して参加登録を行ってください。
注意事項：山梨県立大学での一般開講も行ってありますが、大学への申込みは有料となります。

日程

第1回	11/29	(水)	ホスピタリティ：サービスからホスピタリティへ-価値創造のパラダイムシフト-
第2回	12/6	(水)	付加価値：サービスを超えた価値-価値を生み出す働き方-
第3回	12/13	(水)	ファンディング：進むホスピタリティ-価値創造のパラダイムシフト-
第4回	12/20	(水)	実務：社員が仕事にワクワクするホスピタリティ
第5回	1/10	(水)	モチベーション：ホスピタリティにおける組織づくり-Eラーニングアップを推進する-
第6回	1/17	(水)	リーダーシップ：ホスピタリティにおける組織づくり-Eラーニングアップを推進する-
第7回	1/24	(水)	顧客満足：感動と信頼を生み出すホスピタリティ
第8回	2/7	(水)	働く価値の再発見-すべては感謝と愛から-

研修時間：11/29日16:30~18:00（90分）

お問い合わせ先：（公社）やまなし観光推進機構 担当：清水（愛）・丸山
☎ 055-231-5336 E-mail: a-staff@yamaken.or.jp

貸借対照表

令和6年03月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
普通預金	49,328,840	35,422,196	13,906,644
現金預金合計	49,328,840	35,422,196	13,906,644
(2) その他流動資産			
立替金	140,000	120,000	20,000
未収金	8,335,636	23,002,947	△ 14,667,311
その他流動資産合計	8,475,636	23,122,947	△ 14,647,311
流動資産合計	57,804,476	58,545,143	△ 740,667
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
有価証券	14,800,000	14,800,000	0
基本財産合計	14,800,000	14,800,000	0
(2) 特定資産			
定期預金	2,681,993	2,681,993	0
退職給付引当資産	8,939,937	10,725,170	△ 1,785,233
特定資産合計	11,621,930	13,407,163	△ 1,785,233
(3) その他固定資産			
備品	25	25	0
車両	439,413	659,778	△ 220,365
その他資産合計	439,438	659,803	△ 220,365
固定資産合計	26,861,368	28,866,966	△ 2,005,598
資産合計	84,665,844	87,412,109	△ 2,746,265
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	8,491,569	15,122,301	△ 6,630,732
預り金	1,500,760	1,308,380	192,380
流動負債合計	9,992,329	16,430,681	△ 6,438,352
2. 固定負債			
退職給付引当金	8,939,937	10,725,170	△ 1,785,233
固定負債合計	8,939,937	10,725,170	△ 1,785,233
負債合計	18,932,266	27,155,851	△ 8,223,585
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	65,733,578 (14,800,000)	60,256,258 (14,800,000)	5,477,320 0
正味財産合計	65,733,578	60,256,258	5,477,320
負債及び正味財産合計	84,665,844	87,412,109	△ 2,746,265

貸借対照表内訳表

令和6年03月31日現在

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 資産の部				
1. 流動資産				
(1) 現金預金				
普通預金	14,192,414	0	35,136,426	49,328,840
現金預金合計	14,192,414	0	35,136,426	49,328,840
(2) その他流動資産				
立替金	0	0	140,000	140,000
未収金	7,467,758	837,812	30,066	8,335,636
その他流動資産合計	7,467,758	837,812	170,066	8,475,636
流動資産合計	21,660,172	837,812	35,306,492	57,804,476
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
有価証券	0	0	14,800,000	14,800,000
基本財産合計	0	0	14,800,000	14,800,000
(2) 特定資産				
定期預金	2,681,993	0	0	2,681,993
退職給付引当資産	0	0	8,939,937	8,939,937
特定資産合計	2,681,993	0	8,939,937	11,621,930
(3) その他固定資産				
備品	0	0	25	25
車両	439,413	0	0	439,413
その他資産合計	439,413	0	25	439,438
固定資産合計	3,121,406	0	23,739,962	26,861,368
資産合計	24,781,578	837,812	59,046,454	84,665,844
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	6,715,441	837,812	938,316	8,491,569
預り金	0	0	1,500,760	1,500,760
流動負債合計	6,715,441	837,812	2,439,076	9,992,329
2. 固定負債				
退職給付引当金	0	0	8,939,937	8,939,937
固定負債合計	0	0	8,939,937	8,939,937
負債合計	6,715,441	837,812	11,379,013	18,932,266
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
指定正味財産合計	0	0	0	0
2. 一般正味財産				
(うち基本財産への充当額)	18,066,137	0	47,667,441	65,733,578
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(14,800,000)	(14,800,000)
正味財産合計	18,066,137	0	47,667,441	65,733,578
負債及び正味財産合計	24,781,578	837,812	59,046,454	84,665,844

正味財産増減計算書

令和5年04月01日から 令和6年03月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	30,340	30,340	0
基本財産運用益計	30,340	30,340	0
受取会費			
受取会費	14,683,725	14,243,890	439,835
受取会費負担金	23,650,000	23,650,000	0
受取会費計	38,333,725	37,893,890	439,835
受取補助金等			
補助金収益	178,799,280	150,414,485	28,384,795
委託料収益	13,987,252	77,637,288	△ 63,650,036
受取補助金等計	192,786,532	228,051,773	△ 35,265,241
事業収益			
旅行商品売上	7,617,852	6,609,598	1,008,254
オリジナルグッズ販売収入	198,159	92,857	105,302
武田武具貸出収益	730,000	510,000	220,000
事業収益計	8,546,011	7,212,455	1,333,556
受取負担金			
観光物産展等負担金	1,435,204	1,309,183	126,021
富士山×ワイン県事業負担金	0	450,000	△ 450,000
広告料収益	1,820,000	1,399,508	420,492
受取負担金計	3,255,204	3,158,691	96,513
雑収益			
受取利息	856	993	△ 137
雑収益	54,697	14,163	40,534
雑収益計	55,553	15,156	40,397
経常収益計	243,007,365	276,362,305	△ 33,354,940
(2) 経常費用			
事業費			
役員給料	2,448,853	3,250,000	△ 801,147
給料手当	28,640,291	25,701,228	2,939,063
臨時雇賃金	5,851,283	5,172,432	678,851
福利厚生費	4,921,471	4,151,164	770,307
旅費交通費	2,196,401	2,274,850	△ 78,449
通信運搬費	1,778,785	1,968,721	△ 189,936
消耗品費	4,561,334	5,663,821	△ 1,102,487
保守点検費	708,787	469,480	239,307
印刷製本費・製作費含	11,042,946	26,735,824	△ 15,692,878
購読料	99,000	88,800	10,200
使用料及び賃借料	9,478,314	11,289,872	△ 1,811,558
保険料	159,555	120,044	39,511
諸謝金	2,036,074	1,310,510	725,564
支払時間外等負担金	6,102,096	11,354,236	△ 5,252,140
各種団体等負担金	5,395,956	7,242,272	△ 1,846,316
広告掲載料	6,605,050	10,963,550	△ 4,358,500
支払助成金	56,905,555	90,942,556	△ 34,037,001
委託事業費	59,144,750	29,133,034	30,011,716
諸雑費	5,724,393	5,542,112	182,281
租税公課	1,889,890	2,566,356	△ 676,466
会議費	107,450	549,140	△ 441,690
出展料	576,780	431,400	145,380
手数料	129,256	552,040	△ 422,784
報酬	0	252,880	△ 252,880
事業費計	216,504,270	247,726,322	△ 31,222,052

(単位:円)

管理費			
役員報酬・賞与	5,429,202	5,383,077	46,125
役員給料	1,786,240	1,250,000	536,240
給料手当	3,542,673	3,250,511	292,162
退職給付費用	1,274,416	2,470,781	△ 1,196,365
福利厚生費	2,531,395	2,053,365	478,030
旅費交通費	243,130	161,779	81,351
通信運搬費	410,196	300,191	110,005
消耗品費	74,258	746,982	△ 672,724
保守点検費	152,650	137,094	15,556
印刷製本費・製作費含	287,106	689,680	△ 402,574
使用料及び賃借料	1,647,826	1,034,542	613,284
保険料	105,960	111,640	△ 5,680
派遣職員共済費負担金等	2,556,294	4,221,306	△ 1,665,012
各種団体等負担金	34,330	25,220	9,110
諸雑費	16,060	144,000	△ 127,940
租税公課	31,350	32,500	△ 1,150
会議費	301,969	307,503	△ 5,534
交際費	13,110	20,000	△ 6,890
手数料	137,610	214,060	△ 76,450
報酬	450,000	440,000	10,000
管理費計	21,025,775	22,994,231	△ 1,968,456
経常費用計	237,530,045	270,720,553	△ 33,190,508
当期経常増減額	5,477,320	5,641,752	△ 164,432
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	5,477,320	5,641,752	△ 164,432
当期一般正味財産増減額	5,477,320	5,641,752	△ 164,432
一般正味財産期首残高	60,256,258	54,614,506	5,641,752
一般正味財産期末残高	65,733,578	60,256,258	5,477,320
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	65,733,578	60,256,258	5,477,320

正味財産増減計算書内訳表

令和5年04月01日から 令和6年03月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計 小計	収益事業等会計 小計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息	0	0	30,340	30,340
基本財産運用益計	0	0	30,340	30,340
受取会費				
受取会費	10,680,000	0	4,003,725	14,683,725
受取会費負担金	20,000,000	0	3,650,000	23,650,000
受取会費計	30,680,000	0	7,653,725	38,333,725
受取補助金等				
補助金収益	160,000,000	0	18,799,280	178,799,280
委託料収益	10,977,000	0	3,010,252	13,987,252
その他団体委託料		0	0	0
受取補助金等計	170,977,000	0	21,809,532	192,786,532
事業収益				
旅行商品売上	0	7,617,852	0	7,617,852
オリジナルグッズ販売収入	158,528	0	39,631	198,159
武田武具貸出収益	584,000	0	146,000	730,000
事業収益計	742,528	7,617,852	185,631	8,546,011
受取負担金				
観光物産展等負担金	1,435,204	0	0	1,435,204
富士山×ワイン県事業負担金	0			0
広告料収益	1,820,000	0	0	1,820,000
受取負担金計	3,255,204	0	0	3,255,204
雑収益				
受取利息	0	8	848	856
雑収益	0	0	54,697	54,697
雑収益計	0	8	55,545	55,553
経常収益計	205,654,732	7,617,860	29,734,773	243,007,365
(2) 経常費用				
事業費				
役員給料	2,448,853	0	0	2,448,853
給料手当	27,872,291	768,000	0	28,640,291
臨時雇賃金	5,851,283	0	0	5,851,283
福利厚生費	4,814,930	106,541	0	4,921,471
旅費交通費	2,092,565	103,836	0	2,196,401
通信運搬費	1,689,514	89,271	0	1,778,785
消耗品費	4,560,114	1,220	0	4,561,334
保守点検費用	708,787	0	0	708,787
印刷製本費・製作費含	11,042,946	0	0	11,042,946
購読料	99,000	0	0	99,000
使用料及び賃借料	9,478,314	0	0	9,478,314
保険料	13,650	145,905	0	159,555
諸謝金	2,016,074	20,000	0	2,036,074
支払時間外等負担金	6,102,096	0	0	6,102,096
各種団体等負担金	5,375,956	20,000	0	5,395,956
広告掲載料	6,605,050	0	0	6,605,050
支払助成金	56,905,555	0	0	56,905,555
委託事業費	59,144,750	0	0	59,144,750
諸雑費	161,687	5,562,706	0	5,724,393
租税公課	1,870,690	19,200	0	1,889,890
会議費	95,150	12,300	0	107,450
出展料	576,780	0	0	576,780
手数料	115,176	14,080	0	129,256
報償	0	0	0	0
事業費計	209,641,211	6,863,059	0	216,504,270

正味財産増減計算書内訳表

令和5年04月01日から 令和6年03月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計 小計	収益事業等会計 小計	法人会計	合計
管理費				
役員報酬・賞与	0	0	5,429,202	5,429,202
役員給料	0	0	1,786,240	1,786,240
給料手当	0	0	3,542,673	3,542,673
退職給付費用	0	0	1,274,416	1,274,416
福利厚生費	0	0	2,531,395	2,531,395
旅費交通費	0	0	243,130	243,130
通信運搬費	0	0	410,196	410,196
消耗品費	0	0	74,258	74,258
保守点検費用	0	0	152,650	152,650
印刷製本費・製作費含	0	0	287,106	287,106
使用料及び賃借料	0	0	1,647,826	1,647,826
保険料	0	0	105,960	105,960
派遣職員共済費負担金等	0	0	2,556,294	2,556,294
各種団体等負担金	0	0	34,330	34,330
諸雑費	0	0	16,060	16,060
租税公課	0	0	31,350	31,350
会議費	0	0	301,969	301,969
交際費	0	0	13,110	13,110
手数料	0	0	137,610	137,610
報酬	0	0	450,000	450,000
管理費計	0	0	21,025,775	21,025,775
経常費用計	209,641,211	6,863,059	21,025,775	237,530,045
当期経常増減額	△3,986,479	754,801	8,708,998	5,477,320
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	3,986,479	△754,801	△3,231,678	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	0	5,477,320	5,477,320
当期一般正味財産増減額	0	0	5,477,320	5,477,320
一般正味財産期首残高	18,342,137	0	41,914,121	60,256,258
一般正味財産期末残高	18,342,137	0	47,391,441	65,733,578
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	18,342,137	0	47,391,441	65,733,578

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 当機構は、「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 最終改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込み方式による。
- (3) 引当金の計上基準
退職給与引当金の退職一時金に係る債務の額は、「公益法人会計基準の運用指針」の5に定める期末要支給額により算定している。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
有価証券	14,800,000	0	0	14,800,000
小 計	14,800,000	0	0	14,800,000
特定資産				
退職給付引当資産	10,725,170	1,274,416	3,059,649	8,939,937
小 計	10,725,170	1,274,416	3,059,649	8,939,937
合 計	25,525,170	1,274,416	3,059,649	23,739,937

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
有価証券	14,800,000	0	14,800,000	0
小 計	14,800,000	0	14,800,000	0
特定資産				
退職給付引当資産	8,939,937	0	0	8,939,937
小 計	8,939,937	0	0	8,939,937
合 計	23,739,937	0	14,800,000	8,939,937

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
			当期減少額		
やまなし観光推進機構事業補助金	山梨県	0	178,799,280	0	
			178,799,280		

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表の注記に記載しているため、平成20年4月11日改正公益法人会計基準第6の2により、記載を省略する。

2. 引当金の明細

財務諸表の注記に記載しているため、平成20年4月11日改正公益法人会計基準第6の2により、記載を省略する。

財 産 目 録

令和6年03月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
現金預金	普通預金	普通預金		49,328,840
		山梨中央銀行県庁支店	事業等運転資金	47,828,080
		山梨中央銀行県庁支店(2)	源泉徴収税等の職員からの預り金	1,500,760
	現金預金合計			49,328,840
その他流動資産	立替金	普通預金		140,000
	未収金	山梨中央銀行県庁支店	5年度補助金等収入の未収分	8,335,636
	その他流動資産合計			8,475,636
流動資産合計				57,804,476
(固定資産)				
基本財産	有価証券	山梨中央銀行県庁支店	基本財産として運用益を管理費の財源としている	14,800,000
	基本財産合計			14,800,000
特定資産	積立定期預金	山梨中央銀行県庁支店	武田武具の修理のための備えたもの	2,681,993
		退職給付引当資産	職員の退職の支払いに備えたもの	8,939,937
	特定資産合計			11,621,930
	備品 武田武具備忘価格			25
	車両 ホンダステップワゴン			439,413
その他固定資産合計			439,438	
固定資産合計				26,861,368
資産合計				84,665,844
(流動負債)				
	未払金	山梨中央銀行県庁支店	5年度事業等未払い分	8,641,569
	預り金	山梨中央銀行県庁支店(2)	職員から預かった源泉所得税、社会保険料等	1,500,760
	流動負債合計			10,142,329
(固定負債)				
	積立定期預金	退職給付引当金	職員の退職の支払いに備えたもの	8,939,937
		山梨中央銀行県庁支店		
固定負債合計			8,939,937	
負債合計				19,082,266
正味財産				65,583,578
負債及び正味財産合計				84,665,844

監 査 報 告 書

令和6年5月13日

公益社団法人 やまなし観光推進機構

理事長 仲 田 道 弘 殿

公益社団法人 やまなし観光推進機構

監事 山本 丹一 
監事 磯部 正彦 

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及び関連する書類の調査を行い、当該年度に係る計算書類等(貸借対象表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録)について検討いたしました。

2 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。

(2)計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

第2号議案

令和6年度取組方針、事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件

取組方針

観光産業はコロナ禍の影響を大いに受けたところですが、感染症法上の位置づけが5類に移行した昨年5月以降、観光需要も回復基調となったことから、失った約3年間を取り返すべく積極的な取り組みを行っております。

今後も当機構は会員の皆様とともに、引き続き地域と密着した体制を構築し、観光関連産業における「稼ぐ力」と「働く魅力」の向上を進めるため、これまで以上に

- ①オウンドメディア等による観光・物産情報の発信
 - ②魅力ある着地型ツアーの造成
 - ③高付加価値型観光へ移行するためのセミナーや専門家派遣事業の強化
- を図ってまいります。

さらに、本県の観光の課題である冬の観光について、冬の魅力を伝えインバウンド客を含めた新たな観光客を取り込むなかで、年間を通した観光客数の平準化を図ってまいります。

さらに、新たなビジネスの創造に向けた事業者同士の連携等も促進させ、地域一体となった観光関連産業の強化を目指していきます。

令和6年度 事業計画 (令和6年4月～令和7年3月)

I 観光・物産のPR

1 観光・物産情報発信

(1) インターネットを活用した情報発信

- ①ホームページ「富士の国やまなし観光ネット」による情報発信
 - ・毎月、旬の話題を第1特集、地域のおすすめ情報を第2特集として、読み応えのあるWebマガジン形式で掲載
 - ・著名人による「山梨コラム」の掲載
- ②SNSによる情報発信
 - ・X、フェイスブック、インスタグラム（合計フォロワー数約3.4万）を活用し観光、物産、宿泊、飲食等の情報を発信
 - ・プレゼントキャンペーン等の取組みによりフォロワー確保
 - ・個々のSNSが得意とする分野に特化した情報の発信
 - ・県の公式SNSとも連携を強化し発信

(2) インターネットと連動した印刷物による情報発信

- ①観光&イベントガイド「ワイン県やまなし」の発行
(秋冬号、春号 各20万部)
- ②冬の観光PRの強化
- ③山梨ガイドマップの作成
- ④山梨百名山登頂証明書の発行

(3) マスメディア等による情報発信

- ①ラジオによる観光情報の提供
 - ・FM FUJIに機構会員が出演し、自社事業や商品、サービスまたは地域の観光情報等を発信（年間200日）
 - ・NHKラジオR1に機構職員が出演し、旬のおすすめ観光情報を提供（月1回）
- ②ヴァンフォーレ甲府、山梨クイーンビーズへの広告の掲載
 - ・ヴァンフォーレ甲府及び山梨クイーンビーズの練習ウェアに「富士の国やまなし」のロゴを入れPR
- ③雑誌タイアップ
 - ・山梨の情報を掲載する雑誌等とタイアップし、旬の話題や注目度の高い本県観光に関する情報の発信
- ④フィルム・コミッションの活用
 - ・映画、テレビドラマ、情報番組、CM等の制作会社からの依頼に対し、ロケ地の紹介、ロケ場所の申請等について支援
 - ・本県を舞台とした作品と連動したプロモーション活動の実施
 - ・全市町村加盟の山梨県フィルム・コミッション連絡協議会の開催

(4) 観光案内所の運営等

観光物産総合案内所運営（観光コンシェルジュ）

- ・やまなし観光推進機構の窓口で観光、物産、宿泊等の情報提供・案内
- ・甲府駅南口総合観光案内所への協力
- ・「Cave de ワイン県やまなし」(東京・日本橋)での観光・物産情報の提供
- ・「笛吹川フルーツ公園」(山梨市)での観光・物産情報の提供

2 観光・物産プロモーション

(1) JRと連携したプロモーション

①観光キャンペーンの展開

季節ごとの観光キャンペーンを東京圏のJR主要駅で実施
(大宮駅(予定)、八王子駅等)

②多摩エリアにおける活性化の取組み

多摩エリアからの誘客及び県産品の販路拡大を図るため、観光キャンペーン及び物産展を実施

③その他の取組み

- ・JR駅への観光&イベントガイドの配架
- ・鉄道と県内の観光資源をセットにした旅行商品の造成・販売促進
(特急かいじグリーン席+県内特別旅→高付加価値旅行商品)
- ・特急列車を活用した産地直送販売「はこビュン」の活用
- ・駅構内のコンビニエンスストアにおける時間、アイテム、ターゲットを絞った県産品販売

(2) 中日本高速道路と連携したキャンペーン

SA、PAを活用した情報発信

- ・談合坂SA(下り)での観光案内(パンフレットラック設置(県・市町村の観光パンフレット配架)、デジタルコンテンツによる観光情報の発信)
- ・FM FUJIによる山梨ドライブコースの情報発信(毎月1回)
- ・SA等での観光キャンペーンの実施(首都圏、中京圏など)

(3) 各種団体等と連携したキャンペーン等

- ①日本観光振興協会と連携した観光キャンペーン
- ②日本政府観光局と連携した観光情報の発信
- ③静岡県及び近隣県と連携した観光キャンペーン
- ④ヴァンフォーレ甲府戦誘客キャンペーン 等

(4) 観光客の時期や地域の偏在に対する事業

- ①富士の国やまなし冬の絶景キャンペーン
- ②東部地域PRキャンペーン 等

①の例：山梨わが町「冬の富士山絶景27選」※27選(13市8町6村)



甲府市

北杜市

富士河口湖町

大月市

富士川町

3 県産品の販路拡大

- ① 県産品通販サイト「富士の国やまなしショッピングモール」の運営、オンライン物産展の開催
- ② 会員事業者を対象としたマッチングフェア「売れ筋商品発掘市」
 - ・県内で土産物を販売する事業者と、県内の会員事業者とのマッチングの機会の創出
- ③ 商業施設等の活用
 - ・首都圏の駅ビル等店舗における山梨フェアの開催
 - ・中京圏の百貨店等における山梨の物産展開催の支援
- ④ 大型イベント等出展
 - ・県民の日記念行事、山梨プロアマボーリングトーナメント 等への出展
- ⑤ 商工会マッチングフェア商談会
 - ・県商工会連合会主催のマッチングフェアを活用し、機構会員に商談の場を紹介
- ⑥ 山梨県と包括連携協定を締結している企業における県産品PR

令和6年度観光キャンペーン・物産展等スケジュール（予定）

4月	山梨ジュエリーフェア2024物産出店・観光CP（アイメッセ山梨）
5月	オンラインフルーツCP（さくらんぼ）
6月	第1回やまなしアウトドアまつり「ゆるフェス△」 駅ビル物産展・観光CP（JR八王子駅：やまなしフェア）
7月	山の洲静岡伊勢丹物産展（静岡県） オンラインフルーツCP（桃）
8月	神明の花火 オンラインフルーツCP（ぶどう） 山梨物産展（アリオ橋本）
9月	山梨プロアマボーリングトーナメント物産出店・観光CP 観光商談会 富士山静岡空港イベント グランディオ立川物産展（東京都） 駅ビル物産展・観光CP（JR大宮駅（予定）：やまなし産直市）
11月	県民の日物産出店・観光CP 談合坂SA（下り）観光CP 日本放射線腫瘍学会第37回学術大会（神奈川県）
1月	オンラインフルーツCP（いちご）
2月	売れ筋商品発掘市商談会 観光商談会 駅ビル物産展・観光CP（JR八王子駅：桃の花産直市）
3月	中日本高速道路連携南大沢アウトレットパーク観光物産展 日本観光振興協会イベント・観光CP（JR大宮駅）

Ⅱ. 観光地域づくりへの支援

1 市町村観光協会等との連携

(1) 共同事業

- ・市町村観光推進計画・事業等への参画
- ・生産性向上セミナー、専門家派遣事業及び県委託事業等々、様々なチャネルより課題解決に向けた連携を図る

(2) 関係団体事務局

- ・信玄公祭り実行委員会
- ・山梨県観光果実園振興協議会
- ・山梨県観光施設協会
- ・峡東地域ワインリゾート推進協議会

2 旅行会社へのプロモーション

(1) 観光商談会の開催

- ・年間2回程度を開催予定

(2) 旅行会社訪問営業の検討

- ・高付加価値化、教育旅行等、テーマを絞って検討

3 着地型観光商品の発掘・造成、流通・販売促進

(1) 観光資源の発掘・造成

- ・高付加価値化への取組み
- ・サステナブル、SDGs 関連への取組み
- ・スポーツ事業への取組み
- ・県及び市町村との連携による観光商品の開発

(2) 着地型観光商品の流通・販売促進

- ・JR（びゅうツーリズム&セールス）等、旅行会社との連携
- ・やまなし観光ネットの強化、OTAとの連携
- ・「ふるさと納税返礼品」での流通の拡大
- ・オンラインツアー（芦川町オンライン交流会、等）の継続・拡大

4 MICE、インバウンド、教育旅行への取組み

(1) MICE開催支援（観光パンフレット類の提供、物産販売等）

- ・5月 関東商工会議所女性連合会（県民文化ホール、アピオ甲府等）

(2) インバウンド事業への取組み

- ・JNTO（日本政府観光局）と連携した海外向けPR推進
- ・トラベルマートへの出展

(3) 教育旅行への取組み

- ・県内受入施設を対象に教育旅行の実態調査の実施
- ・観光商談会等を活用した誘致活動
- ・県外市町村教育委員会からの大型案件（自然教室）への対応
※提案、営業、視察対応等

Ⅲ. 観光関連産業への支援

1 観光関連産業の生産性向上

(1) 生産性向上や経営改善等に向けた講座・セミナーの開催

観光需要の変動状況に即したテーマを選定し、タイムリーに情報提供を行い、高付加価値・生産性向上等に向けたサポートを行う

- ・生産性向上や経営改善等の内容に対する講座
- ・地域や業種、サステナブル等ターゲットやテーマに沿った講座
- ・観光ボランティアガイド育成や連携に関する講座

(2) 高付加価値化や生産性向上等の経営助言等の実施

機構職員による相談と早期の支援を行う

- ・経営課題等の抽出、助言やコンサルタント
- ・課題解決に向け、情報や人脈を活用したサポート
- ・インバウンド受入に対応できる人材育成等のサポート

(3) 生産性向上等にむけた経営指導や助言等に係る助成

専門的知識を有する高度な課題について、外部専門家の派遣を通じてその知識を活かして解決を行う

- ・機構の登録専門家（134名）を観光事業者へ派遣する際にその費用の三分の二を助成（上限30万円）

2 持続可能な観光や地域連携の推進

(1) 持続可能な観光の推進への支援

やまなし観光推進機構のサステナビリティ・コーディネーター候補（観光庁認定）職員を活用し、持続可能な観光産業の推進に向けた支援を行う

- ・持続可能な観光地域づくりに向けた地域課題の抽出と解決に向けた支援
- ・持続可能な観光のマネジメント体制と人材育成をサポート

(2) 地域DMO、観光協会との連携

- ・地域資源の商品化や観光戦略策定のための人材育成に向けた支援
- ・県内の登録DMOおよび候補法人との連携や情報の提供

3 大学等と連携した人材育成

(1) ホスピタリティの向上

観光事業者の「もてなし力」向上のため、次の事業を行う

- ・おもてなしセミナーの開催
- ・おもてなしの達人表彰

(2) 山梨県立大学との連携による講座の開催

- ・観光実践マネジメント講座（全8回）
- ・おもてなしマイスター養成講座（全8回）

令和6年度 収支予算(案)

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

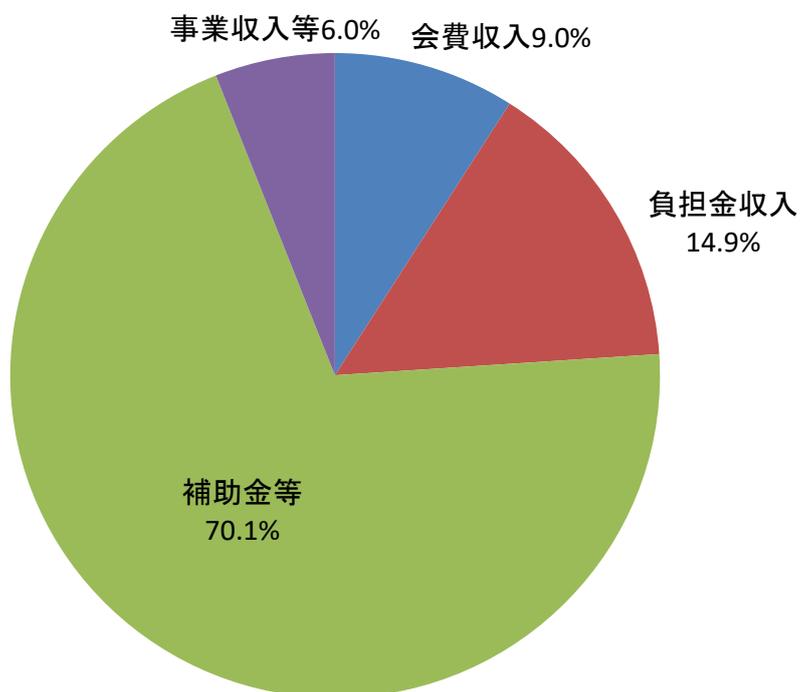
科 目	公益目的事業	収益事業	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	0	0	30,000	30,000
受取利息	0	0	30,000	30,000
受取会費	34,950,000	0	3,000,000	37,950,000
受取会費	13,108,000	0	1,192,000	14,300,000
受取会費負担金	21,842,000	0	1,808,000	23,650,000
受取補助金等	97,237,276	0	13,824,244	111,061,520
事業収益	820,000	5,100,000	0	5,920,000
旅行商品売上	0	5,100,000	0	5,100,000
オリジナルグッズ販売収入	70,000	0	0	70,000
武田武具貸出収入	750,000	0	0	750,000
受取負担金	2,500,000	0	0	2,500,000
物産展出展負担金	1,000,000	0	0	1,000,000
広告掲載負担金	1,500,000	0	0	1,500,000
雑収益	0	0	18,480	18,480
雑収入	0	0	18,480	18,480
経常収益計	135,507,276	5,100,000	16,872,724	157,480,000
(2) 経常費用				
事業費	136,863,296	4,100,000		140,963,296
給料諸手当	30,016,124	0		30,016,124
臨時雇賃金	7,930,720	0		7,930,720
福利厚生費	4,970,606	0		4,970,606
旅費交通費	4,700,914	100,000		4,800,914
通信運搬費	3,387,965	0		3,387,965
各種団体負担金	4,751,760	0		4,751,760
旅行原価	0	4,000,000		4,000,000
消耗品費(ノベルティー含む)	3,293,200	0		3,293,200
印刷製本費	18,505,000	0		18,505,000
感染症対策支出	0	0		0
租税公課	650,000	0		650,000
使用料及び賃借料	10,838,584	0		10,838,584
諸謝金	1,020,000	0		1,020,000
会議費	354,583	0		354,583
支払負担金	11,200,000	0		11,200,000
支払助成金	13,000,000	0		13,000,000
出展料	745,000	0		745,000

(単位:円)

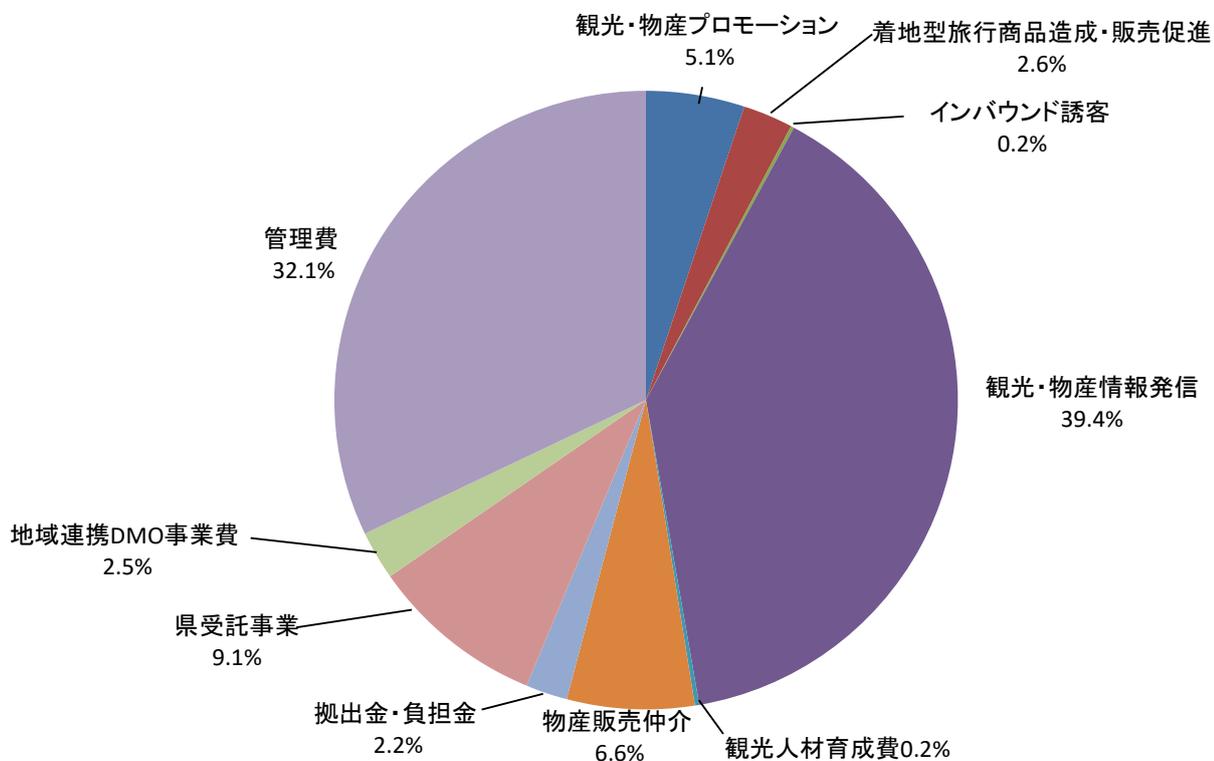
委託費	14,645,540	0		14,645,540
広告掲載料	6,850,000	0		6,850,000
手数料	3,300	0		3,300
管理費			16,516,704	16,516,704
役員報酬、給料			5,706,265	5,706,265
給料手当			3,750,614	3,750,614
賞与引当金繰入額			1,393,042	1,393,042
退職給付費用			1,033,283	1,033,283
福利厚生費			1,423,500	1,423,500
旅費交通費			120,000	120,000
通信運搬費			120,000	120,000
消耗品費			180,000	180,000
印刷製本費			50,000	50,000
感染症対策支出			50,000	50,000
租税公課			700,000	700,000
使用料及び賃借料			60,000	60,000
保険料			40,000	40,000
会議費			400,000	400,000
支払負担金(時間外含む)			900,000	900,000
各種団体負担金			80,000	80,000
交際費			30,000	30,000
手数料			50,000	50,000
報酬(会計士等)			400,000	400,000
諸雑費			30,000	30,000
経常費用計	136,863,296	4,100,000	16,516,704	157,480,000
当期経常増減額	△ 1,356,020	1,000,000	356,020	0

2024年度 一般会計 収支予算(案)構成比

【収入】



【支出】



第3号議案

やまなし観光推進機構 定款の一部改正について

1 定款の改正

- 内容 定款第23条（役員の選任）の「補欠の役員」の表中の改正
現行：山梨県観光文化部長 ⇒ 改正案：山梨県の観光所管部長
現行：甲府市産業部長 ⇒ 改正案：甲府市の観光所管部長
現行：磯部公認会計士事務所 ⇒ 改正案：機構と顧問契約を締結する公認会計士事務所

- 理由 役員の選任の、補欠の役員並びに補欠の監事に関する記載について、県及び甲府市の組織変更などによる定款変更を不要とするため。

公益社団法人 やまなし観光推進機構定款

公益社団法人やまなし観光推進機構定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人やまなし観光推進機構（以下「機構」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内外からの観光客の増加と山梨県の優れた製品の浸透等を図ることにより、山梨県内における観光事業及び物産事業の健全な振興を図り、地域産業及び文化の発展に寄与し、もって県民福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 国内外からの観光客の誘致促進、誘客対策に関する事業
- (2) 国内外からの観光客の受入体制に関する事業
- (3) 観光宣伝及び観光案内に関する事業
- (4) 地域発の旅行商品の造成及び販売の促進に関する事業
- (5) コンベンションや企業研修等の誘致及び開催支援に関する事業
- (6) 観光人材の育成、資質向上及び活用に関する事業
- (7) 訪日教育旅行の受入促進に関する事業
- (8) 県産品の紹介及び販路拡大に関する事業
- (9) 官公庁等からの受託に関する事業
- (10) 旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、機構の目的に賛同する地方公共団体、地域観光団体、商工関係団体、農水関係団体、観光又は、物産事業に関係する個人又は団体であって、次条の規定により機構の会員となった者をもって、構成する。

- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時、及び毎年、会員は、総会において別に定める会費（会員が地方公共団体の場合は負担金とする。）を支払う義務を負う。

(脱 会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損したとき又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(拠出金の不返還)

第11条 既に納入した会費その他拠出金は、返還しない。

(賛助会員)

第12条 この法人は、第5条に定める会員以外のもので、この法人の目的に賛同して、その事業に賛助する事業者及び団体を賛助会員とすることができる。

第4章 総 会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 定款の変更

- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 総会は、定時総会として、毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

- 2 前項の定時総会をもって、法人法第36条第1項に定める、定時社員総会とする。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるときは、専務理事がこれにあたる。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第17条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故あるときは、専務理事がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4 理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(委任表決等)

第20条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は、代理人は、委任権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。この場合において、書面による委任状提出者は、第19条の規定の適用については出席した者とみなす。

- 2 前項の委任権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。議事録は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第11条第3項に掲げる事項を記載する。

- 2 議長及び出席した理事の中から当該総会において選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
(2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
3 理事長以外の理事のうち1名を専務理事とする。
4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。なお、任期途中で理事・監事が辞任し欠員が生じた場合に備え、あらかじめ補欠の役員・監事を総会に諮ることができる。

補欠の役員

順位	氏名	所属・役職名
1		常勤の理事又は山梨県の観光所管部長が欠けた場合 山梨県が推薦する者 山梨県市長会又は山梨県町村会に所属する者が欠けた場合 山梨県市長会又は山梨県町村会が推薦する者 山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合に所属する者が欠けた場合 山梨県旅館ホテル生活衛生同業組合が推薦する者 東日本旅客鉄道(株)に所属する者が欠けた場合 東日本旅客鉄道(株)が推薦する者 中日本高速道路(株)に所属する者が欠けた場合 中日本高速道路(株)が推薦する者 富士急行(株)に所属する者が欠けた場合 富士急行(株)が推薦する者 山梨交通(株)に所属する者が欠けた場合 山梨交通(株)が推薦する者 富士観光開発(株)に所属する者が欠けた場合 富士観光開発(株)が推薦する者 山梨県中小企業団体中央会に所属する者が欠けた場合 山梨県中小企業団体中央会が推薦する者 山梨県農業協同組合中央会に所属する者が欠けた場合 山梨県農業協同組合中央会が推薦する者

補欠の監事

順位	氏名	所属・役職名
1		甲府市の観光所管部長が欠けた場合 甲府市が推薦する者 機構と顧問契約を締結する公認会計士事務所(株)に所属する者が欠けた場合 顧問契約を締結した公認会計士事務所の推薦する者

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、業務を掌理し、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会の定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給する。

(会長、最高顧問、副会長、顧問)

第29条 この法人に会長、最高顧問、副会長、顧問を置くことができる。

- 2 会長、最高顧問及び副会長は、名誉職として、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 4 会長、最高顧問及び副会長は、機構の運営について助言を行うことができる。
- 5 顧問は、重要な事項について理事長の諮問に応じ意見を述べるることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(招集手続)

第33条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を發しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故あるときは、専務理事がこれに当たる。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 この法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものにかぎる。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局

(事務局及び職員)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局に事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

(事務局規程)

第38条 事務局及び職員に関する諸規程は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金（賛助会員からの事業賛助のための納入金額を含む）。
- (4) 事業から生ずる収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第40条 資産は、基本財産とその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別表に記載する財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れられることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分)

第41条 基本財産は、やむを得ない理由があるときは、理事会の決議に基づき、総会において、出席した会員の4分の3以上の同意を得て、その全部若しくは一部を処分し、又は担保に供することができる。

(財産の管理)

第42条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第43条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会において、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 公益認定の取消し等に伴う贈与等

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法による。

第11章 雑 則

（委 任）

第50条 この定款の施行について必要な事項は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 松井政明、窪田克一、小林明、中村康則、新海一男、横内金弥、笹本森雄、
小野隆弘、谷岡和範、福重隆一、雨宮正英、梶原信行
監事 保坂照次 磯部芳彦

4 この法人の最初の理事長は松井政明、専務理事は窪田克一とする。

附 則（令和元年5月30日変更）
この定款は、令和元年5月30日から施行する。

附 則（令和2年5月27日変更）
この定款は、令和2年5月27日から施行する。

附 則（令和3年5月27日変更）
この定款は、令和3年5月27日から施行する。

附 則（令和6年5月31日変更）
この定款は、令和6年5月31日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

別表 基本財産（第40条関係）

財 産 種 別	場 所 ・ 物 量 等
有価証券	山梨中央銀行（1,480万円）

令和6年 公益社団法人 やまなし観光推進機構

被表彰者名簿

令和6年 (公社) やまなし観光推進機構被表彰者名簿

感謝状 5団体 4個人

No.	氏名	活動歴	推薦団体
1	(株) 桔梗屋	明治22年創業。桔梗信玄餅など様々な和洋菓子の製造・販売を手掛けている。甲府市武田氏館跡歴史館等多くの指定管理者として観光施設の魅力向上を図っている。また、信玄公祭りやほくと馬のまち祭り等様々な地域のイベントにも積極的に協賛や協力を行い、本県の観光振興に大きく寄与している。	(公社) やまなし観光推進機構
2	(株) シャトレーゼ ホールディングス	昭和29年創業。ケーキやアイスクリームをはじめ様々な和洋菓子の製造・販売を手がけている。県内の老舗ホテルや温泉リゾートホテル、ワイナリーやゴルフ場の運営も行い県外からのお客様が多く参加する「シャトレーゼ体感ツアーを」通年で実施し、山梨の自然の恵みを伝えるとともに各施設の魅力向上を図っている。また、スイーツマラソンやほくと馬のまち祭りなど地域イベントにも積極的に協賛や協力を行い、本県の観光振興に大きく寄与している。	(公社) やまなし観光推進機構
3	(株) 山梨中央銀行	やまなし観光推進機構が地域連携DMOとして活動を開始したことに伴い、マーケティングや経営マネジメントをサポートするために必要人材を派遣し、長きにわたり、県内事業者の生産向上や経営相談並びに県内地域DMOの設立・活動などへの支援体制の寄与し、県内の観光産業における稼ぐ力と働く魅力の向上に大きく貢献した。	(公社) やまなし観光推進機構
4	山梨県民信用組合	やまなし観光推進機構が地域連携DMOとして活動を開始したことに伴い、マーケティングや経営マネジメントをサポートするために必要人材を派遣し、長きにわたり、県内事業者の生産向上や経営相談並びに県内地域DMOの設立・活動などへの支援体制の寄与し、県内の観光産業における稼ぐ力と働く魅力の向上に大きく貢献した。	(公社) やまなし観光推進機構
5	韮崎本町運送(株)	大正13年創業。昭和33年韮崎本町運送株式会社に改め設立。現在運送業の経営に加え、醸造用ブドウ栽培・ワイン製造・ワイン販売の業務請負を中心に飲食店コンサートホールの経営も手がけ事業拡大。地域貢献活動にも献身的に取り組み、本県の観光振興に貢献した、	(一社) 北杜市観光協会
6	外川 凱 昭	永年に渡り河口湖観光協会会長並びに一般社団法人富士五湖観光連盟副会長として地域の観光振興に尽力するとともに、インバウンド観光の先駆けとなる宿泊施設の経営などを通じ、本県の観光振興に貢献した。	(一社) 富士五湖観光協会
7	謝 明 達	台湾・彰化県出身の謝明達氏は、昭和58年神奈川県に株式会社「裕源」を創業。大手コンビニ、スーパーに台湾産の農産物等を輸入。平成29年にやまなし大使に就任。北杜市の魅力を台湾の消費者や政財界に積極的にPRし、地域の観光物産振興とブランドイメージの向上に大きく貢献した。	(一社) 北杜市観光協会
8	小 森 良 直	地元北杜市須玉町の増富温泉峡で民宿業を営み、増富観光協会の会長として地域観光の振興の携わり、一般社団法人北杜市観光協会設立から須玉支部理事として、永きに渡り観光客の誘致など地域活性化など本県の観光振興に貢献した。	(一社) 北杜市観光協会
9	上 野 裕 吉	永年に渡り一般社団法人富士五湖観光連盟の専務理事として富士五湖地域の観光振興や誘客に尽力したほか、観光防災や環境保全などでも広く情報を発信し本県の観光振興に貢献した。	(公社) やまなし観光推進機構

「交通関係」

No.	氏名	勤続年数	勤務先	推薦団体
1	宮川正樹	20.08	山梨交通㈱	(一社)甲府市観光協会
2	剣持実	20.06	山梨交通㈱	(一社)甲府市観光協会
3	福田忍	20.03	山梨交通㈱	(一社)甲府市観光協会
4	木内義昭	16.08	山梨交通㈱	(一社)甲府市観光協会
5	新津要	16.07	山梨交通㈱	(一社)甲府市観光協会
6	岡本洋	33.07	武田第一交通㈱	(一社)山梨県タクシー協会
7	豊嶋美恵子	16.08	山梨県タクシー協会甲府支店	(一社)山梨県タクシー協会
8	深澤肇	17.07	㈱合同タクシー	(一社)山梨県タクシー協会

「旅館・観光物産関係」

No.	氏名	勤続年数	勤務先	推薦団体
1	半田富雄	11	御師旧外川家住宅	富士吉田市教育委員会
2	小林涼子	38	㈱富士急ハイランド	(公社)やまなし観光推進機構
3	愛澤雄之	39	ハイランドリゾート㈱	(公社)やまなし観光推進機構
4	日原万博	27.04	富士観光開発㈱	(公社)やまなし観光推進機構
5	梶原福二	37	富士観光開発㈱	(公社)やまなし観光推進機構
6	橋本陽子	10.09	丸久ホテル神の湯温泉㈱	(公社)やまなし観光推進機構
7	清水勝也	10.02	㈱富士レークホテル	(公社)やまなし観光推進機構

令和6年度 公益社団法人やまなし観光推進機構 通常総会

と き 令和6年5月31日（金）

午後2時30分～

ところ シャトレーゼホテル談露館

次 第

1 開 会

2 議 事

第1号議案

令和5年度 事業報告並びに収支決算報告承認の件

第2号議案

令和6年度 事業計画（案）並びに収支予算（案）承認の件

第3号議案

定款の一部改正の件

3 会長挨拶

4 表彰式

5 その他

6 閉 会

令和6年度 通常総会議案書

令和6年5月31日

公益社団法人 やまなし観光推進機構